

「文の京」の区民憲章最終報告に向けた検討資料

この資料では、最終報告素案を左に示してあります。「各委員からの提案」には、中間のまとめに対して各委員からいただいた検討の視点、修正案を項目ごとに示してあります。「修正にあたっての視点」には、各委員からの提案を受け、最終報告素案をどのような視点から作成したのかについて示してあります。なお、最終報告素案の記載は以下の表のとおりです。

中間のまとめに新たに加えたもの	下線付きの太字明朝で示しました。(例) 将来に向かって
中間のまとめから削除したもの	二重線で見え消しの状態で示しました。(例) しかし近年、私たちを取り巻く
中間のまとめ項目を入れ替えたもの	をつけて示しました。(例)〔2-2-1(旧2-2-4) 参画と協力〕

最終報告素案	各委員からの提案	修正にあたっての視点
前文		
<p>私たちのまち文京区は、歴史的文化的遺産に恵まれた緑豊かな地域です。私たちは、文化の香り高いまち文京区を誇りとし、しています。しかし近年、私たちを取り巻く社会環境は大きく変化し続けており、積極的に行動を起こすことで、可能性に富んだこの地を将来に向かって、新たな洗練と成熟の段階へとさらに発展ていかなければなりません。させたいと願っています。</p> <p>現代の高度に都市化され価値観の多様化した成熟社会で私たちが、良好な環境を維持しながら真に文化的に幸福しあわせに暮らすためには、この地に住み、学び、活動するすべての人々が区民一人ひとりが自律した存在として尊重されるとともに、「自分たちのまち」という意識を持ち、わたしたちは守るべきもの、育むべきものを見極め、自立した存在として自己決定・自己責任のもとで行動することを大切にしながら、男女が平等に参画し、互いに合意を形成し、協力し合うことが必要となっています考えます。</p> <p>また、複雑化した公共的な課題に対しては、そして、地域社会を豊かなものにするためには、区民、地域活動団体、非営利活動団体、事業者、区が対等の関係で相互に協力し、地域の社会資源を有効に活用しながら、課題を解決することが求められています。する、住民自治の原則を共有のものとすることが大切と考えますそして、私たちのまち「文京区」でも、こうした仕組みにより公共的な課題の解決を図ることが必要です。そこでこのような文京区内の多様な主体が公共的な課題の解決を図ることにより地域を治めていくというガバナンスの考え方を私たちは、この原則を、ともに活動し、ともに地域の課題を解決するという意味で、「協働・協治」と呼び、「文の京」文京区の自治の理念として掲げますして位置づけます。</p>	<p>(吉田委員) 文京区の〈地域づくり〉において「文の京基本構想」との統一的を考えながら、文京区の将来イメージを感じさせるもの最高規範についてはあまり強調しない 「障害者」については第2節地域活動団体で触れてはどうか</p> <p>(藤原委員) 憲章・憲法的性格 自治基本条例・自治の手法を定める手続き法的性格 文京区の最高規範 自治体運営のすべてに適用される最高のルール、この条例の趣旨に反する決め方で行われた決定は無効 [(- 0816)(- 0210)(- 2002)(- 4003)意見関連]</p> <p>(山田委員) 分権型社会において、基礎的自治体における自治が問われていることを言及</p>	<p>基本構想は執行機関の計画を定めるものであり、区民憲章とは本質的に別の物です。そのため、前文で基本構想との関係について言及する必要はないと考えました。しかし、文京区の基本構想の中には、文京区のあるべき姿を示しており、区民憲章の中に、基本構想のキーワードとなる「文の京」を盛り込んであります。 最終報告素案に「文京区の自治に関する基本条例」として盛り込みました。 「障害者」も区民に含まれるとの観点から、別に項目を設けませんでした。</p> <p>区民憲章の性格は、手続法的性格を持つと同時に、自治の理念を示すものでもあります。そのため、手続法的な性格のみとすることやルールに特化するのではなく、明確に文京区の自治の理念を示すことも重要だと考えました。</p> <p>住民自治についての記述を最終報告素案に反映させました。</p>

<p>治の理念として掲げますして位置づけます。</p> <p>私たちは、この条例を定めて、このような協働・協治の社会の創造のための文京区の自治の理念や基本的なしくみを明らかにし、真に潤い・安らぎ・豊かさを実感できるまち文京区の実現のために文京区の最高規範自治に関する基本条例として、この条例を定めます。</p>		
第1章 総則		
<p>〔1-1 目的〕【第1案】</p> <p>この条例は、文京区の自治の基本理念としての協働・協治の考え方を明らかにし及び、区民、地域活動団体、非営利活動団体、事業者の権利と役割ならびに区の責務を明らかにするとともに、各主体の権利と責務、さらにそれらを有効に機能させるためのしくみを規定することにより、それぞれの果たすべき役割の自覚を促し、協働・協治の基本的事項を定め、公共的な課題を各主体の参画と協働により解決するという新しい協働社会の実現を図り、真に文化的で幸福を実感できる、持続可能な豊かな地域社会を実現することを目的として定めます。</p> <p>〔1-1 目的〕【第2案】</p> <p>この条例は、文京区における自治の理念としての協働・協治の考え方を明らかにするとともに、区民、地域活動団体、非営利活動団体、事業者及び区の協働により、協働・協治の社会を創造するための基本的事項を定め、真に潤い・安らぎ・豊かさを実感できる地域社会の実現を図ることを目的として定めます。</p>	<p>(吉田委員)</p> <p>「区民憲章」の目的は、「協働・協治」を参画の基本原理と定め、そのルールを定めること(吉田委員)</p> <p>まちづくりそのものの条例と混同されないよう注意すべき</p> <p>(藤原委員)</p> <p>案：自治基本条例の性格を打ち出すことに伴い、条例の目的も地域自治の実現にしほり、「真に潤い・安らぎ・豊かさを実感できる」という理想の地域社会像は前文だけにとどめる。</p> <p>案：目的は豊かな地域社会の実現にしほり、協働・協治はあくまで目的を達成するための手段であることを明確にし、基本理念の章にゆずる。</p> <p>いずれにしても、協働・協治に対する抵抗が強いので、せめて定義の前にその言葉を使うことを避け、別のわかりやすい言葉に置き換える。</p> <p>[(- 0816)(- 0820)(- 2004)意見関連]</p> <p>(山田委員)</p> <p>基本構想との関係について言及</p>	<p>「協働・協治」は、文京区の自治の基本理念とし、また、基本的事項を定めることとしました。</p> <p>最終報告素案に反映させました。</p> <p>最終報告素案に反映しました。</p> <p>「協働・協治」は今までの議論から、「目的達成のための手段」だけではなく、文京区の自治の理念でもあることから、これら両方を規定することとしました。</p> <p>前文で、基本構想のキーワードである、「文の京」を使用しているため、ここでの言及は行いませんでした。</p>

<p>〔1-2 定義〕</p> <p>【各主体】 区民、地域活動団体、非営利活動団体、事業者及び区をいいます。</p> <p>【区民】 区内に住む人、働く人、学ぶ人をいいます。</p> <p>【地域活動団体】 地域の課題の解決や地域住民の連携を図るため、自主的に活動を行う地域に根ざして形成された町内会、地縁による団体などで、協働・協治の担い手になりうるものをいいます。</p> <p>【非営利活動団体】 社会的な課題に関して、自主的に自らの持つ専門性と創造性を活かした活動に取り組む特定非営利活動法人などの民間の非営利団体、市民団体など活動を行う団体で、上記以外の非営利活動団体のうち、協働・協治の担い手になりうるものをいいます。</p> <p>【事業者】 区民、地域活動団体、非営利活動団体以外で、区内において、事業活動を行うものをいいます。</p> <p>【区】 区議会及び執行機関により構成される自治体政府のこと団体をいいます。</p> <p>【協働・協治】 公共的な課題に対しては、区民、地域活動団体、非営利活動団体、事業者、区が対等の関係で協力し、地域の社会資源を有効に活用しながら解決を図る社会のあり方を意味する、ガバナンスという言葉で表される考え方をいいます。</p> <p>【社会資源】 情報、人材、場所、資金、知恵、技術等の区民活動を推進するために必要な資源で、情報、人材、場所、資金、技術などをいいます。</p>		<p>【地域活動団体】 用語の定義の中では、あえて、「で協働・協治の担い手になりうるもの」として、限定をする必要がないと考え、削除しました。</p> <p>【非営利活動団体】 「協働・協治の担い手になりうるもの」という表現をのこしました。非営利活動団体は独自の価値判断でその活動を行っており、文京区の自治に直接かわりのない活動を行っている団体もあります。そのため、文京区の自治をとともに担う対象として「協働・協治の担い手になりうるもの」という限定を残しました。</p> <p>【事業者】 区民以外で、事業を行うものとしてしまうと、区内事業者の規定が曖昧になるため、「区内において、事業活動を行うもの」としました。</p> <p>【社会資源】 「知恵、」は技術の中に含まれると考え、削除しました。</p>
第2章 基本理念原理		自治の理念と基本原則の両方を含むものなので「基本原則」としました。
第1節 協働・協治の創造自治の理念		「協働・協治」は文京区の自治の基本理念としたため、第1節を「自治の理念」としました。
<p>〔2-1-1 協働・協治〕 各主体は、協働・協治の考え方にに基づき、相互に理解を深め、それぞれの果たすべき責任役割と役割責任を分担し、助けあひながら公共的な地域社会の課題の解決をとともに図ります。</p>	<p>(吉田委員) 「区民憲章」は参画する各主体の権利や責任、役割を定めるものなので、これを<基本理念>とするのは言葉が不適切</p>	<p>区民憲章は、参画する各主体の権利や責務などを定めると同時に、文京区の自治の基本理念を示すものでもあり、第1節を「自治の理念」としました。</p>

	<p>(藤原委員) 第1節 自治の理念 〔2-1-1 参画〕 目的に規定した自治の理念を前面に出す。そして基本原則の参画(2-2-4)を理念の冒頭にもってくる。 〔2-1-2 協働・協治〕 協治の概念になじみがないため、公共事業委託などを連想させ、丸投げ責任転嫁への不信感をよぶので、豊かな地域社会や区民の利益のため、という条件をしっかりと規定する。資料26号の例示にある「品格、洗練、成熟」等の言葉は、前文ならともかく、条文中には相応しくないと思う。 [(- 0820)(- 0306) [- 0504)意見関連]</p>	<p>基本原則の中で、組み換えを行い、最終報告素案に反映させました。</p> <p>目的に「豊かな地域社会を実現する」ことを明示するとともに、2-1-1の中の「公共な」を「地域社会の」と変更することにより、趣旨を含むようにしました。</p> <p>中間のまとめを基本とし、資料26号で示した指摘の表現は削除しました。</p>
	<p>(山田委員) 目指すべき都市像を示したいのは理解できますが、それは基本構想で示されるべきもので、資料第26号にあるような「個人の尊厳と品格のある地域」をあえて出さず、自治の枠組みとして「協働・協治の社会」を目指すことでよいのではないのでしょうか。</p>	<p>最終報告素案に反映させました。</p>
第2節 基本原則		
<p>〔2-2-1(旧2-2-4) 参画と協力〕 各主体は、<u>公共的な地域社会の課題をの解決を図る</u>ための活動に積極的に参画するとともに、自主的に調整し、協力しあい、連携を図ります。</p>		<p>協働・協治の前提に、「参加し、お互いに協力すること」が必要と考えました。また、委員の指摘にも同様の意見があり、第2節〔2-2-4〕から第1節〔2-2-1〕への組み替えを行いました。</p>
<p>〔2-2-2(旧2-2-1) 情報共有の原則〕 各主体は、<u>協働・協治の社会の創造のため、個人情報</u>の保護に配慮しつつ、それぞれが保有する<u>公共的な課題を解決する</u>活動に関する情報を共有化することを基本とします。</p>		<p>「協働・協治の社会の創造のため」は文中になくとも意味が通ることから削除しました。</p>
<p>〔2-2-3 対等な立場の尊重〕 各主体は、<u>協働・協治の豊かな社会の創造</u>にあたり、<u>対等な立場に立ち相互理解と信頼関係を築いて公共的なき、対等な立場を尊重し、まちづくりや地域社会の課題を解決する</u>活動を担います。</p>	<p>(山田委員) 各主体は同等の扱いになっていますが、前述のとおり、区と区民等とでは微妙に違っています。特に、「2-2-2 自己決定・自己責任」「2-2-3 対等な立場の尊重」については留意する必要があります。</p>	<p>「自己決定・自己責任の前に対等な立場の尊重をもってきた方が、すんなり納得できる。」という委員の指摘に従い、項目を移動しました。</p>
<p>〔2-2-4(旧2-2-2) 自己決定・自己責任の原則〕 各主体は自ら決定し、自らの責任において活動することを基本とします。</p>	<p>(山田委員) 各主体は同等の扱いになっていますが、前述のとおり、区と区民等とでは微妙に違っています。特に、「2-2-2 自己決定・自己責任」「2-2-3 対等な立場の尊重」については留意する必要があります。</p>	<p>区も地方分権により、東京都や国から自立し、自己決定し自己責任において活動する権能が与えられたので、ここではあえて他の主体と区別をしないこととしました。</p>

第3章 区民等の権利、責務		
第1節 区民の権利、責務		
<p>〔3-1-1 区民の権利〕 区民は、協働・協治の社会を創造する主体地域社会の一員として、尊重されるとともに、協働・協治の社会の創造実現に参画する権利を有します。 区民は、公共的なこれらの活動に関する情報を知る権利を有します求めることができます。 未成年の区民は、協働・協治の社会の担い手として、それぞれの役割に応じた参画の権利を有します。</p>	<p>(名方委員) 分かりやすくすること。個別具体的な表現にすべきであるという指摘は、その通りだと考える。しかし結論的には、中間報告そのままでもよいと思う。 例えば、「協働・協治の社会の担い手」という表現も「地域社会の担い手」と最終報告素案では書き換えていたが、「協働・協治」の方がより具体的であり、なおかつ広範な意味を含むので、原案を通すことを提案する。</p>	<p>「尊重されるとともに」の表現は、〔2-2-3〕に「対等な立場の尊重」があるため削除しました。 「区民」の定義の中には、未成年者が含まれていますので、未成年者の条文を削除しました。 区民憲章で規定している情報とは、行政情報だけでなく、区以外の活動団体の情報も含むことから、「これらの情報を知る権利を有する」として、明確な「権利」設定することまでは言い切れないと考え、「求めることができる」としました。 「協働・協治」の言葉になじみがないという意見と、新しい言葉であり、多用することで違和感がなくなるのではないかという2つの意見があり、「協働・協治の社会を創造する主体」という表現を、「地域社会の一員として」とわかりやすく言い換えるとともに、「協働・協治の社会の創造に参画する」の表現は、「協働・協治」を生かしました。</p>
<p>〔3-1-2 区民の責務〕 区民は、他の主体の自主的・自律的な活動を尊重します。 区民は、協働・協治の社会を創造公共的な課題を解決する活動に、自主的な判断により参画します。(注1) 区民は、協働・協治の社会を創造する主体として、自主的・自律的な活動を行うとともに、自らの発言と行動に責任を持ちます。(注1)</p>	<p>(藤原委員) 個人である区民と他の団体の権利が同等・同列ということに区民からの抵抗が強いようだ。しつこいようだが、権利は区民だけに規定して(他の団体構成員も区民なのだから問題はないので)責務だけ個別に規定してはどうか。 [(- 0701)意見関連] 協働・協治の社会の創造に参画する権利というのは、持って回った言い方でわかりにくい。区政に参画する権利、まちづくりに参画する権利というようにしてはどうか。 [(5 - 0406)(5 - 0804)(4 - 2004)意見関連]</p>	<p>権利の規定を整理して示すことについては、条文作成の時に一般的な考え方に沿って整理することになると考えています。 判りやすい表現とするため、この章では、「協働・協治」の言葉を一部言い換えました。</p> <p>(注1) 中間のまとめの掲載順を入れ替えています。</p>
	<p>(名方委員) ここでは、区民の自主性を尊重することが重要であると考えられる。それゆえに、最終報告素案で、「責任をもちます」から「責任を持たねばなりません」としたことは区民の自主性を軽んじていると判断せざるを得ない。それゆえに、ここも原案通りでよいと判断する。</p>	<p>原案通りとしました。</p>
	<p>(藤原委員) 「自主的な判断により参画します」は必要ないが、入れるなら責務ではなく権利にいれる。 また、自主的自律的活動の尊重は2-2-2(対等な立場の尊重)に含めて、責務の項をすっきりさせたい。 [(5 - 0805)(5 - 0815)意見関連]</p>	<p>日本の法システムでは、他人の権利を侵害しない限り、自分の選好による行動の自由を保障しています。しかし、これまでの区民会議では、「協働・協治」の考え方では、個人も様々な地域の活動に参加することを基本とすべきであるという議論もありました。そこで、「自主的な判断により参画します。」を残しました。</p>

第2節 地域活動団体の権利、責務		
<p>〔3-2-1 地域活動団体の権利〕 地域活動団体は、協働・協治の社会を創造する主体地域社会の一員として尊重されるとともに、協働・協治の社会の創造に実現に参画する権利を有します。 地域活動団体は、公共的なこれらの活動に関する情報を知る権利を有し求めることができます。 地域活動団体は、協働・協治の社会を創造する主体として、地域の課題の解決や住民相互の連携を図る活動を行います。</p>	<p>(名方委員) 地域活動団体について、協働・協治の社会を創る主体であることを明言することがここでは重要である。それゆえに、ここも原案通りにすべきである。</p>	<p>区民の権利・責務の項目と同様の視点で最終報告素案を作成しました。</p>
<p>〔3-2-2 地域活動団体の責務〕 地域活動団体は、他の主体の自主的・自律的な活動を尊重します。 地域活動団体は、協働・協治の社会を創造する主体であり、地域活動の重要性を認識し、地域の課題の解決や住民相互の連携を図るため、自主的・自律的にふれあいと活気のある地域づくりに取り組み活動を行います。(注2) 地域活動団体は、協働・協治の考え方に基づき、自主的・自律的な活動を行うとともに、自らの発言と行動に責任を持ちます。(注2)</p>	<p>(注2) 中間のまとめの掲載順を入れ替えてあります。</p>	
第3節 非営利活動団体の権利、責務		
<p>〔3-3-1 非営利活動団体の権利〕 非営利活動団体は、協働・協治の社会を創造する主体地域社会の一員として尊重されるとともに、協働・協治の社会の創造実現に参画する権利を有します。 非営利活動団体は、公共的なこれらの活動に関する情報を知る権利を有し求めることができます。 非営利活動団体は、協働・協治の社会を創造する主体として、自らの使命に根ざした活動を行うことで、公共的な課題の解決を図ることに取り組む権利を有します。</p>	<p>(名方委員) 非営利活動団体は、協働・協治の社会を創造する主体として尊重されるとともに、協働・協治の社会の創造に参画する権利を有します。 上記のポイントは、非営利活動団体の位置づけを新たに明確化したものであり、ぜひこのまま提示することを期待する。 最終報告素案は、やさしい表現にはしたが、その結果非営利団体の権利・責務が不明確になる印象である。表現としては「協働・協治の主体である」ということははずすべきではないと考える。 また、協働・協治が重複してでてくることも新たに協働・協治という概念を定着させるためにはやむをえないと考える。</p>	<p>これまでの区民会議では、非営利活動団体も公共的な活動の担い手であるという共通の認識に立ちながら議論を行ってきました。そこで、区民憲章の中では、「非営利活動団体」の項目を個別に設定しました。 また、「協働・協治の主体」は趣旨を変えずにわかりやすい表現として、「地域社会の一員として」としました。</p>
<p>〔3-3-2 非営利活動団体の責務〕 非営利活動団体は、他の主体の自主的・自律的な活動を尊重します。 非営利活動団体は、協働・協治の社会を創造する主体であることの重要性を認識し、自主的・自律的に自らの持つ専門性と創造性を活かした自らの目的に沿った活動にを通して、まちづくりや地域社会の課題の解決に取り組みます。 非営利活動団体は、協働・協治の考え方に基づき、自主的・自律的な活動を行うとともに、自らの発言と行動に責任を持ちます。</p>	<p>(名方委員) これも3-3-1と同様の理由から、原案通りにすることを要望する。</p>	<p>前段の〔2-2-3〕において、「対等な立場を尊重」と同様の規定がなされているため、最初の条文は削除しました。</p>

第4節 事業者の権利、責務		
〔3-4-1 事業者の権利〕 事業者は、 協働・協治の社会を創造する主体 地域社会の一員 として尊重されるとともに、 協働・協治の社会の創造 実現 に参画する権利を有します。 事業者は、 公共的なこれらの活動に関する情報を知る権利を有し求めることができます。	(名方委員) 英語では「private Sector」が原語であると判断する。その中心は「Company」であることを鑑みれば、事業者という言い方よりも、企業もしくは会社としてほうがより分かりやすい。譲歩したとしても「会社等の事業者」とすることはいかがであろうか。 また、民間企業が公的サービスに参加すべきではないとの判断も多く見られるが、むしろ反対に民間企業が生き生きと活動しない限り、Public Sectorである公共部門も活動できない。この視点を啓蒙することが、会社に対する意識を変えることとして重要である。その意味でも、ここは「事業者」という言い方を「会社等の事業者」にして協働・協治を支える主体であることを明示する意味は大きいと考える。	事業者の中に「会社・企業」などを盛り込むとすれば、定義の1-2の定義で盛り込むほうが好ましいと判断しました。しかし、「事業活動を行うもの」としたほうが、より対象を広く捉えることができると考え、原案通りとしました。
〔3-4-2 事業者の責務〕 事業者は、 協働・協治の社会を創造する主体であり 協働・協治の社会の創造 に関する理解を深め、地域での他の主体との対話・協働に努めます。 事業者は、その社会的責任に基づいて事業活動を推進する責務を有します。	(名方委員) ここも3-4-1と同様の理由で、事業者を「会社等事業者」に変更することを提案する。また、事業者の責務をより明確化するために、企業の社会的責任やコンプライアンスについても言及することも重要であると考えます。	コンプライアンスについては、事業者が事業を行ううえで当然の義務と考え、あえて、区民憲章に盛り込む必要はないと判断しました。
第4章 区の責務		
〔4-1 自治体政府として 区 の基本的役割〕 区は、 自治体政府として 、「地方自治の本旨」に基づいて、住民の福祉の増進に向けて、必要な施策を実施し、最少の経費で最大の効果を発揮します。 区を構成する議事機関としての議会と、区長、区長の補助機関及び行政委員会などの執行機関は、それぞれの責務を果たすことを通して、共通の目標である「地方自治の本旨」の実現を図ります。 区は、持続可能で健全な行財政 区政 運営を図ります。(6-1から移動)	(山田委員) 持続可能で健全な行財政運営の「主体」の扱い NPM(新公共経営) 行財政改革のニュアンスの導入	中間のまとめでは、第6章、執行機関の責務に、「執行機関は、持続可能で健全な行財政運営を図ります。」として、執行機関の責務に健全な行財政運営を行うことを盛り込みました。しかし、議会もその審議や予算の議決などで健全な区政が行われるようにその役割を果たしています。そのため、第6章の規定を移動しました。これに伴い、「行財政運営」を「区政運営」に改めました。 現在、市場メカニズムやそれを前提とした民間企業の経営手法がなじまないと考えられてきた行政活動の領域にも、可能な限り民間経営の手法を導入しようとするNPM(新公共経営)の考え方が広がってきています。しかし、「協働・協治」の考え方に基づき、区民の自発的な行動が豊かな地域社会を形成すると考えた場合、区政運営の手法もNPM以外のさまざまな手法が出てくると考えられます。そこで、ここでは、「持続可能で健全な区政運営を図ります。」としました。 はじめと次の文章を入れ替えました。
〔4-2 保証役としての役割〕 区は、自ら公共的サービスの提供という役割を担うだけでなく、 他の主体公共的サービス水準の設定や区民等の活動を支援 することを通して、区民等 により公共的サービスの提供が適正に行われることを保証するよう努めます。	(山田委員) 努力義務の表現の変更 「行政関与のあり方に関する基準」にもとづくスタンスを明記 【修正案】 〔4-2 保証役としての役割〕 区は、自ら公共的サービスの提供という役割を担うだけでは	保証役としてのイメージが具体的になるように表現を加えました。 他の主体と対等・平等の関係で規定できるよう、その対象や具体的な状況を考えました。

	なく、効率性や効果などの観点から区民、地域活動団体、非営利活動団体、事業者など他の主体による公共的サービスの提供を積極的に進め、その場合、他の主体による公共的サービスが適正に行われることを保証します。	
	【基本となる考え方の修正】 〔4-2 保証役としての役割〕 平成8年には行政改革委員会が「行政関与のあり方に関する基準」を掲げ、民間でできるものは民間に委ねるという考え方に基づき、行政の活動を必要最小限にとどめるとしています。	
〔4-3 調整者としての役割〕 区は、必要に応じて、 区民等区民、地域活動団体、非営利活動団体、事業者 の間の調整・調停を行う役割を担います。	(山田委員) 修正なし(語句統一のみ:区民、地域活動団体、非営利活動団体 区民等)	語句の統一を図りました。
〔4-4 地域の担い手の育成支援〕 区は、 他の主体 区民等の自主性や自律性を尊重しつつ、地域社会に関心を持ち、公共的な課題の解決に参画する人々や団体の 育成を が自主的に活動できるように支援します。	(山田委員) 修正なし(語句統一のみ:区民、地域活動団体、非営利活動団体 区民等)	語句の統一を図りました。
第5章 区議会の責務		
第1節 区議会の基本的責務		
〔5-1-1 区議会の基本的責務〕 区議会は、直接選挙により区民から信託を受けた議員によって構成された意思決定機関であり、条例、予算等の議決により意思を決定するとともに、区長及び執行機関が政策を適正に執行しているか監視します。		区議会の責務を一本化しました。
〔5-1-2 区民の意思の集約〕 区議会は、その活動にあたって常に区民の意思を掌握し、その意思を反映するよう努めます。		
〔5-1-3 区議会の活性化への区民参画〕 区議会は、区議会への区民参加、区民等と議員との直接対話の場の提供などや、わかりやすく開かれた議会運営をめざします。 。また、 区議会は、政策論議の充実、審議方法の改善などによりを行い区議会の活性化を進め、区議会に対する区民の関心を高め、信頼と理解を得られるよう努めます。		
第2節 協働・協治の社会における区議会の責務		第2節で規定されていた内容は、第1節にまとめたため、第2節を整理しました。
〔5-2-1 区議会の公開と情報共有〕 区議会は、その活動にあたって区議会及びその審議記録の公開を進めるとともに、あらゆるメディアを通じ、広く議会関係の情報の公開に努めます。		区議会情報の公開については、旧〔7-1-1 行政情報の公開〕に規定があるため、重複するため削除をしました。この関係で〔7-1-1 行政情報の公開〕を〔7-1-1 区政に関する情報の公開〕としました。
〔5-2-2 区民の意思の集約〕 区議会は、その活動にあたって常に区民の意思を掌握し、その		〔第1節 区議会の責務〕に組み替えました。

意思を反映するよう努めます。		
〔5-2-3 区議会の活性化〕 区議会への区民参加、区民等と議員との直接対話の場の提供など、わかりやすく開かれた議会運営をめざし、また政策論議の充実、審議方法の改善などにより区議会の活性化を進め、区議会に対する区民の関心を高め、信頼と理解を得られるよう努めます。		条文を2つに分割し、〔第1節 区議会の責務〕組み換えました。 議会への区民参画が主な内容となっているため、「区議会への区民参画」としました。
第3節 議員の責務		
〔5-2-1 議員の責務〕 区議会議員は、住民からの信託を自覚し、政策立案能力や審議能力の向上に努め、広く区民と対話する等、自らの考えや活動を区民に知らせます。 区議会議員は、住民全体の代表者としての立場に立ち審議を進めます。		
第6章 執行機関の責務		
〔6-1 執行機関の責務〕 区長、区長の補助機関及び行政委員会などの執行機関は、協働・協治の社会の創造推進のために、その権限と責任において公正かつ誠実に職務の執行にあたります。 執行機関は、持続可能で健全な行財政運営を図ります。 執行機関は、区民ニーズの把握に努め、各部署が情報を共有し、連携協力して、適正かつ迅速に公共的サービスを提供します。 <u>執行機関の補助機関は、常に簡素で機能的かつ柔軟な組織を目指します。</u>	(山田委員) 表現の修正(4-1または6-1で、NPM(新公共経営)行財政改革のニュアンスの導入) 執行機関の行うべきこと(小さな政府実現の取り組み)を明記 【修正案】 〔6-1 執行機関の責務〕 執行機関は、協働・協治の社会の創造のために、その権限と責任において公正かつ誠実に職務の執行にあたります。 執行機関は、持続可能で健全な行財政運営を図ります。(4-1へ移動) 区民、地域活動団体、非営利活動団体、事業者など他の主体による公共的サービスの提供を優先し、執行機関は、政策検討・調整、公権力の執行及び付帯的な内部管理業務など、協働・協治を進める中で、必要最小限の体制づくりを行います。 【基本となる考え方の修正】 〔6-1 執行機関の責務〕 協働・協治を進めることにより、執行機関が直接行う業務は削減され、効率的で効果的な行財政運営が期待されます。協働・協治を契機として、行政のコアコンピタンスを再定義することが求められます。	4-1で、「区は、持続可能で健全な区政運営を図ります。」との内容を盛り込みました。執行機関の行うべきことをどのようなものとするかは、個別の計画などで規定することになると考えました。 執行機関は、組織で仕事を進めています。そのため、常に社会情勢に応じて柔軟に組織編成することを新たに盛り込みました。なお、このことは、基本構想「3 区民志向の質の高い効率的な行政体制を確立する」の中にも同様趣旨の指摘がなされています。
〔6-2 区長の責務〕 区長は、区民の信託に応え、文京区の代表者として協働・協治の社会の創造のために、公正かつ誠実に区政の執行にあたります。 区長は、区政の執行を通して実現すべき政策を区民に対して明らかにするとともに、その達成状況についても区民に報告します。 区長は、執行機関の長(トップマネージャー)として、効率的かつ効果的な行財政運営を行います。	(山田委員) 行政経営のニュアンスの導入 【修正案】 〔6-2 区長の責務〕 区長は、区民の信託に応え、文京区の代表者として協働・協治の社会の創造のために、公正かつ誠実に区政の執行にあたります。 区長は、区政の執行を通して実現すべき政策を区民に対して明らかにするとともに、その達成状況について区民に報告し	は最終報告素案に反映しました。

	<p>ます。 区長は、執行機関の長として、民間の経営手法を活用するなど、効率的かつ効果的な行政経営を行います。</p> <p>【基本となる考え方の修正】 〔6-2 区長の責務〕 地方分権推進改革会議がシティマネージャー制の検討に言及したとおり、これからの執行機関の長は、住民の代表としての性格とともに、執行機関の経営者としての資質も問われています。 (藤原委員) 区長は就任にあたり、条例遵守を宣言する。 選挙により選ばれた区長がこの条例の趣旨に反対の時は、住民投票によりこの条例の改廃か区長の退任かを選ぶ。 〔(-0312)意見関連〕</p>	<p>条例を遵守することは当然の責務と考えました。</p>
<p>〔6-3 区職員の責務〕 区の職員は、全体の奉仕者として協働・協治の社会の創造のために実現に向けて積極的に他の主体と連携するという意思をもって、全力をあげて職務を遂行します。 区の職員は、協働・協治の社会の創造のために、他の主体と具体的な目標を共有し、その実現に向けて積極的に行動します。</p>	<p>(山田委員) 小さな政府実現の取り組みで区の職員に期待されることを明記 【修正案】 〔6-3 区職員の責務〕 区の職員は、協働・協治の社会の創造のために、他の主体と具体的な目標を共有し、その実現に向けて積極的に行動します。 区の職員は、執行機関の補助機関として、政策検討・調整、公権力の執行及び付帯的な内部管理業務などを必要最小限の体制で行います。</p>	<p>「協働・協治」を進めるためには、職員が区民等と協働を進めるよう、意識改革を行う必要があります。そこで、中間のまとめの2文を1文として、わかりやすく、明示しました。</p>
第7章 協働・協治		
第1節 各主体の情報の公開		
<p>〔7-1-1 行政区政に関する情報の公開〕 区は、区民等の行政情報を知る権利を保障するとともに、区民等の行政情報の公開を請求する権利を明らかにし、区民等の区政への参画の促進を図り、区民等との信頼関係のもとに公正で開かれた区政を実現するために、個人情報の保護に配慮しつつ、行政情報を積極的に公開します。</p>		
<p>〔7-1-2 区の説明責任〕 区は、政策の立案から実施及び評価にいたるまでの過程において、区政について区民等にわかりやすく説明する責任を果たすよう努めます。</p>		<p>文末を変更しました。</p>
<p>〔7-1-3 区民等の情報公開〕 区民等は、それぞれが保有する公共的な活動に関する情報を共有することができるよう、個人情報の保護に配慮しつつ、その公開に努めます。</p>		

<p>〔7-1-4 区民等の説明責任〕 区民等は、自らが行う公共的な活動等について、他の主体に対し、わかりやすく説明するよう努めます。</p>		
第2節 各主体の参画		
<p>〔7-2-1 政策立案・実施・評価の各段階への区民等の参画〕 区は、協働・協治の視点に立って、その政策の立案、実施、評価の各段階において、他の主体<u>区民等</u>の参画を図ります。</p>	<p>(松本委員) 区のことを真剣に考える区民の不信感、疑心暗鬼を払拭し、安心でき、納得行く形を明示できるよう、誠実に検討すべき。 〔(0508), (2011)などの意見関連〕</p> <p>【修正案】 〔7-2-1 政策立案・実施・評価への参画〕 区は、(仮称)提案受付課、評価委員会などの仕組みを作り、区の政策の立案・実施・評価の各段階において、積極的に他の主体の参画をはかります。</p>	<p>仕組みづくりについては、7-4-3〔協働・協治める推進のしくみ〕の部分に規定しました。</p>
<p>〔7-2-2 区への提案制度〕 区は、区民等が区政に関する公共的な提案ができるように努め、提案に対しては協働・協治の視点に立って対応するしくみをつくります。 <u>区は、区民等が区政に関して提案できるしくみをつくり、適切に対応します。</u></p>	<p>〔7-2-2 区への提案制度〕 上記が採用された場合は削除 区は、区民などが区政に関して提案できる仕組みをつくり、適切に対応します。</p> <p>【基本となる考え方の修正】 基本構想を作成したあとも、その後の検証が重要ということで、その審議会を開き、追いかけて評価をしたが、たいへん意義のあることと感じた。絵の餅を本物に替え、行政や今後も含めた協働による地道な事業努力を評価するために、区民委員などによる、事業や審議会答申のその後の経過を評価する機関と、その内容の公表が必要です。</p> <p>政策提案制度(参画型区民の声制度、言い出しっぺ制度)とその受付機関区に対して、単にああしたら、こうしたらという提案だけでなく、「区には、こういう事業が必要だと思うので、自分は、あるいは自分たちは、ここのところで役に立てると思うから、区とあるいは、他の主体と協働したい事業の計画」というような意見、提案を受け付ける機関と、それを評価する機関、及びその公表。</p> <p>実際に協働を推進する為に、必要な常設機関と公表 1, 提案受付窓口とその公表(プライバシー配慮で提案内容とその経過の公表) 2, 事業評価委員会(審議会答申後の現状報告、各協働事業評価など) 3, 協働についての総合相談窓口 できれば、行政区民などの協働による相談所 4, 定期的な文京区協働会議 公募型問題提議、公募参加、交流。 以上の内容については、ホームページなどでプライバシー配慮の上、要約程度を全て公表し、区民に関心を奮起させることが重要です。</p>	<p>使用する用語の整理を行いました。 個別の制度は、区民憲章以外のものの規定することになると考えました。</p>

<p>〔7-2-3 各主体相互の活動への参画〕 各主体区民等は、公共的な課題地域社会の課題の解決を図る活動に相互に参画しあい、連携を図るために対話し、交流し、学びあいます。 区は、各主体区民等が相互に活動に参画し合えるような場しくみをつくるように配慮します。ります。</p>	<p>(山田委員) 7-2-3の各主体は区を除くものと考えられます。 【基本となる考え方の修正】 7-2-1の具体的なアイデアとして、一部の関心のある区民が、公募委員になったり住民説明会やパブリックコメント等で意見を表明する今の状況を変え、裁判員制度のように、一般の区民が義務として政策プロセスに参画する制度を提案したいと思います。</p>	<p>「区民等」と「区」を分けて整理しました。</p>
第3節 各主体の意思の表明		
<p>〔7-3-1 区の意思表明区の政策等の周知〕 区は、区政運営の基本的な指針や政策について、区民等に周知し、その意思を明確に表明するよう努めます。その内容を明確にし、区民等にわかりやすく周知します。</p>	<p>(山田委員) 第3節は「各主体の意思の表明」となっていますが、各項目の主語はいずれも「区」であり、区を除く主体の主体的な意思の表明の姿勢が見えにくくなっています。7-3-2などは、区民等(区を除く主体)を主語にした表現に変えることが考えられます。</p>	<p>区の意思表明とした場合は、「命令や禁止」などといった公権力の行使を示す場合があり、より内容を明示するため、タイトルを変更しました。また、「区民等に周知し、その意思を明確に表明するよう努めます。」の部分の前後を入れ換えました。</p>
<p>〔7-3-2 区の政策等への区民等の意見表明手続きパブリック・コメント〕 区民等は、区の重要な政策及び計画の策定に関して、意見を表明することができます。 区は、重要な政策及び計画の策定にあたり、区民等からの意見等を聴取し、それに対する区の方考え方を公表しなければなりません。</p>		<p>「区を除く主体の主体的な意思の表明の姿勢が見えにくくなっています」との指摘がありましたので、区民が区の重要な政策及び計画の策定に関して、意見を表明することができることを明記しました。 「区の政策等への区民等の意見表明手続き」よりも「パブリック・コメント」のほうが内容がわかりやすいと考えました。</p>
<p>〔7-3-3 住民投票〕 区は、文京区にかかわる重要事項について、直接区民の意思を確認するため、住民投票制度を設けることができます。 住民投票の制度及び実施に関し必要な事項は、別に条例で定めます。</p>	<p>(松本委員) 特に区民の意志表明の権利として、わかりやすく表記すべき。 [(0912), (0913)などの意見関連] 【修正案】 区は、文京区にかかわる重要事項について、区民の意志を尊重するために住民投票制度を設けることができます。 住民投票の制度及び実施に関し必要な事項は別に条例で定めます。 区は条例で定めた住民投票を行う場合、区民の意志を尊重できるように、住民投票の結果の取り扱いを、あらかじめ明らかにしておきます。 【基本となる考え方の修正】 現在の住民投票の制度は、住民の意志を反映するのに、たいへん使い勝手が悪く実用的ではありませんが、住民にとっては、最後の手段となる重要な制度です。 住民投票は、区の行政、区民にとっても大きな負担のかかる制度ですから、軽々しくは実施できない事として、例えば、条件を10分の1と厳しくする。 区民の信頼を得る為には、住民投票によって過半数を超えた場合、区民の意思を最優先する事をあらかじめ明記する事が必要です。</p>	<p>一般的な住民投票条例のようなものを制定するか、個別に定めるかについては、あくまで、個別に判断するべきものと考えました。 ・ 住民投票の結果の取り扱いは、当然、個別の条例に盛り込む事項であり、区民憲章で規定する必要はないと考えました。 ・ 基本的には、個々の事例に応じ、投票資格等の要件を議案として議会に提出し、住民投票条例として議決してもらうことで対応することになると考えました。</p>

	<p>現時点での住民発議の住民投票は、条件も厳しく大きな負担を伴う訳ですから、その困難を乗り越えて、住民投票による区民の意志が表明された時は、その、区民の意志を最大に尊重し、あらかじめ議会などとのねじれがおこらない条例としておかなければ意味がなく、区民の信頼を得られないと思います。</p> <p>基本的な住民投票条例を定めた上で、事案により、投票有権者の年齢要件、住所要件などそれぞれ付帯的な要件を検討する。中間のまとめは、住民投票の内容に合わせて条例をそれぞれ決めるような文章ですが、まず、基本的な住民投票条例を定めて、住民の信頼を得た上で、事案により、投票有権者の年齢要件、住所要件などそれぞれ付帯的な要件を検討すればいいと思います。</p>	
第4節 協働・協治の推進体制		
<p>〔7-4-1 各主体の社会資源の活用等〕 各主体は、協働・協治の推進にあたっては、それぞれが社会資源を活用するとともに、自ら社会資源を創出し、相互に提供しあうように努めます。</p>		
<p>〔7-4-2 区外の人々との連携・協力〕 各主体は、様々な取り組みや活動を通じて、区外の人々、団体、行政などと、あらゆる方法で積極的に連携・協力します。</p>		
<p>〔7-4-3 協働・協治推進のしくみ〕 区は、他の主体区民等とともに協働・協治の推進のしくみづくりを進めます。をつくりま。</p>	<p>(藤原委員) 区は、実質的には平等でない各主体が、協働・協治の活動に対等かつ公平に参画できるよう、情報面、財政面で支援する責任がある。 [(- 0109)意見関連]</p> <p>(山田委員) 7-4-3の協働・協治推進のしくみづくりは大変重要であり、具体的に何を行うかをある程度は明記してもよいのではと考えます。</p> <p>【修正案】 区は、他の主体とともに協働・協治の推進組織を設置するなど、協働・協治の推進のための仕組みをつくりま。</p> <p>【基本となる考え方の修正】 協働・協治の推進組織としては、全区的組織のほか、地域別組織(地域自治組織など)の展開の可能性も視野に入れたいと思います。</p>	<p>「しくみづくりを進めます」から「つくりま」に表現を変更し、意見の趣旨を盛り込みました。</p>
<p>〔7-4-4 区における条例の尊重義務〕 区は、他の条例の制定や政策の実施などにあたり、この条例の趣旨を尊重するものとします。</p>	<p>(藤原委員) 自治体運営のすべてに適用される最上位の条例として、この条例の趣旨に反する決め方で行われた決定は無効とする。既存の不整合の政策等は改廃等で徐々に整合をはかる。 [(11-0401)(11-0814)意見関連]</p>	<p>現状では、条例間に優越関係を持たせることはできず、「この条例の趣旨に反する決め方で行われた決定は無効」と規定することはできません。そこで、「他の条例の制定や政策の実施などにあたり、この条例の趣旨を尊重する」として、実質的な担保を図りました。</p>